

○内閣府令第 号

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）及び資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、特定目的会社の社員総会の招集通知に添付すべき参考資料等に関する規則（平成十年^{総理府}大蔵省令第十一号）の全部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

特定目的会社の社員総会に関する規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 社員総会

第一節 通則（第三条―第十条）

第二節 社員総会参考書類

第一款 通則（第十一条）

第二款 役員を選任（第十二条―第十五条）

第三款 役員解任等（第十六条―第十九条）

第四款 役員報酬（第二十条―第二十二条）

第五款 計算関係書類の承認（第二十三条）

第六款 利益の処分又は損失の処理（第二十四条）

第七款 定款の変更の承認（第二十五条）

第八款 社員提案の場合における記載事項（第二十六条）

第九款 社員総会参考書類の記載の特則（第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この府令は、資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）の規定により委任された社員総会に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この府令において、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」又は「特定出資」とは、それぞれ法第二条に規定する特定目的会社、資産流動化計画、優先出資又は特定出資をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電磁的記録 法第四条第四項に規定する電磁的記録をいう。
- 二 募集特定出資 法第三十六条第一項に規定する募集特定出資をいう。
- 三 募集優先出資 法第三十九条第二項に規定する募集優先出資をいう。
- 四 電磁的方法 法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。
- 五 社員総会参考書類 法第五十五条第六項又は法第五十六条第三項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百一条第一項に規定する社員総会参考書類をいう。
- 六 報酬等 法第八十四条第一項に規定する報酬等をいう。

七 役員等 法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。

八 計算関係書類 各事業年度に係る計算書類（法第百二条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書をいう。

第二章 社員総会

第一節 通則

（招集の決定事項）

第三条 法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十四条第一項第一号に規定する社員総会が定時社員総会である場合において、同号の日が事業年度に係る定時社員総会の日に相当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由
- 二 法第五十四条第一項第一号に規定する社員総会の場所が過去に開催した社員総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由
 - イ 当該場所が定款で定められたものである場合
 - ロ 当該場所で開催することについて社員総会に出席しない社員全員の同意がある場合

三 法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからまでに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項における当該事項を除く。）

イ 次節の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 第五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第二十七条第一項の措置をとることにより特定社員又は優先出資社員に対して提供する社員総会参考書類に記載しないものとする事項

四 法第五十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又は

ロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。)

イ 法第五十五条第三項の承諾をした特定社員の請求があつた時に当該特定社員に対して法第五十五条第六項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による社員が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

ロ 法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員(社員総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。第五条第二項において同じ。)に対しては、当該社員の請求があつた時に法第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

ハ 一 の特定社員又は優先出資社員が同一の議案につき法第六十一条又は第六十五条第二項において準用する会社法第三百十一条第一項及び法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内

容が異なるものであるときににおける当該特定社員又は優先出資社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 法第三十六条第三項に規定する場合における募集特定出資を引き受ける者の募集

ニ 法第三十九条第二項に規定する場合における募集優先出資を引き受ける者の募集

ホ 法第三百三十一条第二項に規定する場合における転換特定社債の発行

ヘ 法第三百三十九条第三項に規定する場合における新優先出資引受権付特定社債の発行

ト 定款の変更

(社員総会参考書類)

第四条 法第五十五条第六項及び第五十六条第三項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定により交付すべき議決権を行使について参考となる事項を記載した書面（以下

「社員総会参考書類」という。）に記載すべき事項は、次節の定めるところによる。

2 法第五十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた特定目的会社が行った社員総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第五十五条第六項及び第五十六条第三項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項及び第三百二条第一項の規定による社員総会参考書類の交付とする。

3 取締役は、社員総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第五十五条第一項又は第三項の規定による通知をいう。以下この節において同じ。）を発出した日から社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(議決権行使書面)

第五条 法第五十五条第六項及び第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第五十五条第六項及び第五十六条第三項において準用する会社法第三百二条第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各議案（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、当該イからハまでに定めるもの）についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄
- イ 二以上の役員等の選任に関する議案である場合 各候補者の選任
- ロ 二以上の役員等の解任に関する議案である場合 各候補者の解任
- ハ 二以上の会計監査人の不再任に関する議案である場合 各会計監査人の不再任
- ニ 第三条第三号ニに掲げる事項についての定めがあるときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が取締役に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

三 第三条第四号ハに掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき社員の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項を含む。）

イ 議案ごとに当該社員が行使することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数

ロ 一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することができる議案又は

議決権を行使することができない議案

2 第三条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、特定目的会社は、法第五十五条第三項の承諾（法第五十六条第三項において準用する場合の社員の承諾を含む。）をした社員の請求があつた時に、当該社員に対して、法第五十五条第六項及び法第五十六条第三項において準用する法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなればならない。

3 同一の社員総会に関して特定社員又は優先出資社員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち

ち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

4 同一の社員総会に関して特定社員又は優先出資社員に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

（実質的に支配することが可能となる関係）

第六条 法第五十九条第一項に規定する内閣府令で定める特定社員は、特定目的会社が、当該特定目的会社の特定社員であるもの（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものをいう。）その他これらに準ずる事業体に限る。）の議決権（同項その他これに準ずる法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき社員総会（これに相当するものを含む。）において行使することができないとされる議決権（これに相当するものを含む。）を除く）の総数の四分の一以上を有する場合における当該特定社員であるもの（当該特定社員である

もの以外の者が当該特定目的会社の社員総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該特定社員を除く。）とする。

2 前項の規定は、法第五十九条第一項に規定する内閣府令で定める社員について準用する。

（書面による議決権行使の期限）

第七条 法第六十一条及び第六十五条第二項において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項に規定する内閣府令で定める時は、社員総会の日時の直前の営業時間の終了時（第三条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ロの特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第八条 法第六十五条第二項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項に規定する内閣府令で定める時は、社員総会の日時の直前の営業時間の終了時（第三条第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ハの特定の時）とする。

（取締役等の説明義務）

第九条 法第六十五条第三項において読み替えて準用する会社法第三百十四条に規定する内閣府令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

一 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を特定目的会社に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより特定目的会社その他の者（当該社員を除く。）

）の権利を侵害することとなる場合

三 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由が

ある場合

（議事録）

第十条 法第六十五条第三項において読み替えて準用する会社法第三百十八条第一項の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、会計参与、監査役、会計監査人又は社員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

内容の概要

- イ 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
- ロ 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
- ハ 法第八十六条第一項において準用する会社法第三百七十七条第一項
- ニ 法第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条第三項

- ホ 法第九十条において準用する会社法第三百八十四条
 - ヘ 法第八十九条第二項において準用する会社法第三百八十七条第三項
 - ト 法第九十三条において準用する会社法第三百九十八条第一項
 - チ 法第九十三条において準用する会社法第三百九十八条第二項
 - 四 社員総会に出席した取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称
 - 五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名
 - 六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- 一 法第六十三条第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ハ 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

二 法第六十三條第五項において読み替えて準用する会社法第三百二十條の規定により社員総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 社員総会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ 社員総会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた取締役の氏名

第二節 社員総会参考書類

第一款 通則

第十一条 社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 議案につき法第九十條において読み替えて準用する会社法第三百八十四條の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

2 社員総会参考書類には、この節に定めるもののほか、社員の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3 同一の社員総会に関して特定社員又は優先出資社員に対して提供する社員総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、社員総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

4 同一の社員総会に関して特定社員又は優先出資社員に対して提供する招集通知又は法第百三条第一項の規定により特定社員又は優先出資社員に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、社員総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、特定社員又は優先出資社員に対して提供する招集通知又は法第百三条第一項の規定により特定社員又は優先出資社員に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

第二款 役員を選任

(取締役の選任に関する議案)

第十二条 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 候補者の有する当該特定目的会社の特定出資又は優先出資の口数（内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行している場合にあつては、当該優先出資の種類及び種類ごとの口数）

三 候補者が他の法人その他の団体を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

四 候補者と特定目的会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

五 候補者が現に当該特定目的会社の取締役であるときは、当該特定目的会社における地位及び担当

六 就任の承諾を得ていないときは、その旨

（会計参与の選任に関する議案）

第十三条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月

日及び略歴

ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合、その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

四 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該特定目的会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

(監査役の選任に関する議案)

第十四条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 候補者の有する当該特定目的会社の特定出資又は優先出資の口数（内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行している場合にあつては、当該優先出資の種類及び種類ごとの口数）

- 三 候補者が他の法人その他の団体を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）
- 四 候補者が現に当該特定目的会社の監査役であるときは、当該特定目的会社における地位及び担当
- 五 特定目的会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 六 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 七 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第四項において準用する同条第一項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

（会計監査人の選任に関する議案）

第十五条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴
 - ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革
- 二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 議案が法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十四条第二項第一号又は第二号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨

四 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

五 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該特定目的会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

第三款 役員解任等

(取締役の解任に関する議案)

第十六条 取締役が取締役の解任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取締役の氏名

二 解任の理由

(会計参与の解任に関する議案)

第十七条 取締役が会計参与の解任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計参与の氏名又は名称

二 解任の理由

三 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

(監査役の解任に関する議案)

第十八条 取締役が監査役の解任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監査役の氏名

二 解任の理由

三 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第四項において準用する同条第一項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第十九条 取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の氏名又は名称

二 解任又は不再任の理由

三 議案が法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十四条第二項第二号又は第三号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨

四 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

第四款 役員報酬等

(取締役の報酬等に関する議案)

第二十条 取締役が取締役の報酬等に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第八十四条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二 議案が既に定められている法第八十四条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、社員総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

(会計参与の報酬等に関する議案)

第二十一条 取締役が会計参与の報酬等に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲

げる事項を記載しなければならない。

一 法第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条第一項に規定する事項の算定の基準

二 議案が既に定められている法第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条第一項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴

五 法第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条第三項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、社員総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

(監査役の報酬等に関する議案)

第二十二條 取締役が監査役の報酬等に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第八十九條第一項に規定する事項の算定の基準

二 議案が既に定められている法第八十九條第一項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の

理由

三 議案が二以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴

五 法第八十九條第二項において準用する会社法第三百八十七條第三項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、社員総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

第五款 計算関係書類の承認

第二十三条 取締役が計算関係書類の承認に関する議案を提出する場合において、法第九十三条において準用する会社法第三百九十八条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容を記載しななければならない。

第六款 社員提案の場合における記載事項

第二十六条 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものである場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項（第三号又は第四号に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（特定目的会社がその全部を記載することが適切であるものをして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載しなければならない。

- 一 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものである旨
- 二 議案に対する取締役の意見があるときは、その意見の内容
- 三 特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の

理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。)を特定目的会社に対して通知したときは、その理由

四 議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項(当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。)を特定目的会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役 第十二条に規定する事項

ロ 会計参与 第十三条に規定する事項

ハ 監査役 第十四条に規定する事項

ニ 会計監査人 第十五条に規定する事項

2 二以上の社員から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、社員総会参考書類には、その議案及びこれに対する取締役の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の社員から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。

3 二以上の社員から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、社員総会参考書類には、その提

案の理由は、各別に記載することを要しない。

第七款 社員総会参考書類の記載の特則

第二十七条 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を発出する時から当該社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成平成十二年総理府令第二百二十八号）第一条第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を特定社員又は優先出資社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 議案

二 資産の流動化に関する法律施行規則第

条第三項第一号に掲げる事項を社員総会参考書類に記載

することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

四 社員総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、特定社員又は優先出資社員に対して提供する社員総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができものを記載しなければならない。